

越教組ニュース

越谷市教職員組合
情宣部
18.10.23(火)
Tel 988-3218
Fax 988-3281

一〇月五日、執行部は二〇一九年度当初の人事異動について市教育委員会と話し合いを持ちました。その中で、従来通り意向を尊重した異動を行うこと、また再任用者の勤務形態については県の方針通り、多様な働き方が可能であることを確認しました。

「短時間勤務を含め意向を十分配慮」

19年度当初の人事異動について

再任用は短時間勤務も可

(組合) 再任用者の勤務形態は、できるだけ本人の希望を実現すること。

(市教委) 勤務形態については、今年度もフルタイムだけでなく、2/5とか3/5で働いてもらっている。短時間勤務の場合には組み合わせの必要があり、必ずしも第一希望通りにならない場合がある。その場合には校長を通じて事前に本人に確認を進める。

(組合) 再任用者の勤務形態について、昨年は内示日に発表されたが、勤務日数・給料・社会保険等、様々な勤務条件に関わっている。内示日前に知らせること。

(市教委) 言うことは理解できる。事前に知らせることができるとか、検討してみる。



同一校で7年以上

(市教委) 「同一校7年で異動しなければならぬ」というものではなく、「7年から積極的に異動を行う」というもの。校内や本人の事情で8〜10年ということもありえる。

同一校で7年以上で2〜3年

(市教委) 退職まで残り2〜3年の人も県の方針で3つ以上書いてもらいたい。しかし、あくまで書類を整えるということである。現任校に残りたいという意向であれば、ヒアリングを通じてその意向を伝えてほしい。書いたから動かすということはない。

新採者

(市教委) 新採者は、原則採用5年以内で市外異動を行うことになっていく。採用人数の増加で年々難しくなっているが、原則通りになっている。5年経過後は基本的に異動を行う。5年経過後に、必ず異動するとなると意向地を拡大してもらおう。3年経過した人にはできるだけたくさん意向地を書くようにしてもらいたい。それが本人のチャンスを広げることになる。

同一校4年〜7年未満

(組合) 同一校で4年〜7年未満で異動を希望する場合、意向地が1〜2つの記入を認めること。また、意向地外への異動を強制しないこと。

(市教委) 3つ以上を書いてもらう。市内希望などは、ヒアリングで十分伝えてほしい。意向は十分尊重して進める。

転補(市内異動)の意向

(市教委) 小学校で市内転補が意向の場合には、異動地の欄に「越谷」と書き、特記事項欄に市内3ブロックを意向順に書く。意向の1、2番にきまりそうなのは、「意向地内で進んでいる」と伝える。意向順3番目の場合は、必ず校長を通じ、打診をする。

中学校は該当教科や部活の関係もあり、市内転補であっても難しい傾向がある。校長

にある。ヒアリングや特記事項を利用して意向を伝えてほしい。

転任(市外異動)の意向

(組合) 内示前に、進捗状況を必ず伝えること。意向地外への異動を強制しないこと。意向地内であった場合には、市町名を知らせること。

(市教委) 意向地拡大について本人に打診することはない。勝手に動かすということはない。本人の了解が得られた場合には、確認の意味もあって調書の書き加えを行ってもらう。進捗状況については、報告できる時期に報告できる内容を校長を通じて伝える。市町名については、直前に事情が変わる場合があるので発表は控えたい。

未配置問題

(組合) 担任の未配置は深刻だ。北ブロックでは、現在小学校2校で教務主任が担任をやっている。1校は教務主任の仕事は基本的に教頭が兼ね、もう1校では教務主任が担任と兼ねている。また、担任配置が優先される。

れるため、少人数加配が半年も来ない学校がある。この問題については、抜本的な対策が必要だ。

(市教委) 絶無を期すために、懸命に努力をしている。しかし、急に退職を申し出る方もあり、結果的には6月末より未補充が増えてしまっている。対応が難しい状況で、申し訳ない。

臨採者の継続

(組合) 臨採者が引き続き任用を希望する場合、同一校に残れるようにすること。

(市教委) 地公法22条により、臨採者は一年限りの採用となっている。しかし、平成22年より例外的に、市町村教委と県教委の話し合いによって可能な場合があるとされた。

(組合) 昨年、A小では多くの臨採者が一年で異動・退職になり、今年度当初の学年担当が非常に困難だった。複数年配置の実現を強くお願いしたい。

(市教委) 最終的には県教委の判断だが、市教委としても、臨採者の同一校勤務については機会あることに残れるよう県教

あなたも埼教組へ
そして要求の声を